

日本脳炎予防接種についてお知らせ

平成 22 年 8 月 27 日、国の予防接種実施規則が一部改正されました。

改正点

●第 1 期の接種対象年齢が変わりました。3 歳以上 7 歳 6 ヶ月未満の方と、9 歳以上 13 歳未満の方になりました。第 1 期が未接種の方、接種途中の方は、対象年齢の間に必要回数を接種することができます。接種途中の方は期間があいていても規定回数（1 期初回接種 2 回と追加接種 1 回）の接種をしてください。

※7 歳 6 ヶ月以上 9 歳未満の方で日本脳炎が未接種または、接種途中の方は 9 歳になってから受けてください。

●第 2 期の接種ができるようになりました。対象者は 9 歳以上 13 歳未満で第 1 期の接種を終了している方です。予診票は医療機関にあります。

※第 2 期を未接種で 13 歳以上の方は、今回の法改正では対応されていません。今後改正がありましたらお知らせします。

日本脳炎の予防接種は、個別予防接種で行います。かかりつけ医で予約し接種を受けてください。市外の医療機関で接種を希望される方は手続きが必要です、健康課にお越しください。

お問い合わせ 市役所健康課（☎ 662-3167）

～ 10 月は里親月間～

「里親」になりませんか？

私たちの身近には、さまざまな事情で家族と一緒に暮らせない子どもたちがいます。兵庫県では、子どもたちを家族の一員として迎え入れ、深い愛情と正しい理解をもって育てていただける「里親」を求めています。

里親の種類は？

里親の種類には、「養育里親」、「養子縁組里親」、「親族里親」、「専門里親」、「週末里親」、「季節里親」などがあります。

里親になるには？

事前研修（基礎研修、認定前研修）の受講および登録申請を行い、知事から認定を受け、里親登録された方が「里親」になります。

里親支給される費用は？

国が定めた基準により、里親手当、生活費、学校教育費、子ども医療費などが支給されます。

里親会とは？

里親を会員とする団体で、里親制度の発展と里親相互の親睦を図ることを目的としています。

問い合わせ：豊岡子ども家庭センター
（☎ 0796-22-4314）

～お米を取り扱うみなさまへお知らせ～

『米トレーサビリティ法』が 10 月から一部施行されています

平成 22 年 10 月 1 日から「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）の一部（「取引等の記録の作成、保存」）が施行されています。

トレーサビリティとは、「食品の取り扱いの記録を残すことにより、食品がどこからきて、どこへいったかを把握できる」仕組みのことです。これにより、●問題のある食品を速やかに排除でき、消費者への健康被害の拡大を防ぐ、●問題のある食品を早期に特定でき、事業者の損害を最小限度に抑える、●食品による被害の拡大防止に自ら取り組み、食品関係事業者として社会的責務を果たすことで、社会的評価を得ることができます。

この法律は、米及び米加工品に関わる生産者、製造加工業者及び小売事業者等の事業者の方に、お米に係る以下のことを義務付ける法律です。

「取引等の記録の作成、保存」（※平成 22 年 10 月 1 日施行）

米及び米加工品を「取引」、「事務所間の移動」及び「廃業」等を行なった場合には、その記録を作成し、保存することが必要になります。

記録する内容は、「名称」、「産地」、「数量」、「年月日」、「取引先名」及び「入搬出の場所」等で、記録の保存は、原則、取引等を行なった日から 3 年間となります。

「取引等に伴う産地情報の伝達」（※平成 23 年 7 月 1 日施行）

米及び米加工品を他の事業者に移譲する場合や、一般消費者に販売・提供する場合に、産地情報の伝達が必要となります。

詳しくは、農林水産省のホームページ（http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html）をご覧ください。農林水産省近畿農政局 庫農政事務所地域二課（0796-22-2171）にお問合せください。